

地震発生時及び気象警報発令時の対応マニュアル（2020年度保存版）

茨木市立東奈良小学校

東奈良小学校では児童の安全確保を第一に考え、下記のように対応します。

◆地震発生時

第一次避難・・・地震発生時、身の安全確保のための一時避難

第二次避難・・・揺れがおさまった後の避難（全員の安否確認）

第三次避難・・・第二次避難完了後の避難及び措置

1. 「震度5弱」以上の地震が発生した場合（茨木市）

始業前⇒臨時休業⇒翌日の措置 ※	登校前	○臨時休業
	登校中	①危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 ②揺れがおさまった後、そのまま登校する。 (集団登校で集合場所を出発する前であれば自宅へ戻る。) ③運動場に集合する。 <以下、学校の対応> ④登校してきた児童の掌握にあたる。 ⑤運動場で待機し、保護者に直接引き渡す。
	登校後	○在校時と同様に行動する。
在校時⇒授業中止⇒保護者引き渡し ⇒翌日の措置 ※	授業中	①教師の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 ③揺れがおさまったら、指示にしたがって運動場へ避難する。 <以下、学校の対応> ④避難してきた児童の安全確認後、児童の掌握にあたる。 ⑤各家庭へ緊急メールを発信する。 ⑥運動場で児童を保護・監督し、保護者へ直接引き渡す。
	休み時間	①放送や近くの教師の指示に従う。 ②身の安全を確保する。 ③揺れがおさまれば、校舎内にいる児童は最も近い教室に入る。 ④指示にしたがって運動場へ避難する。 <以下、学校の対応> ⑥避難してきた児童の安全確認後、児童の掌握にあたる。 ⑦各家庭へ緊急メールを発信する。 ⑧運動場で児童を保護・監督し、保護者へ直接引き渡す。
下校時⇒翌日の措置※	下校中	①危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。 ②揺れがおさまった後、そのまま下校する。 ③学校は全員無事帰宅を確認する。

※翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。

臨時休業の連絡がない限り登校する。

2. 「震度4」以下の地震が発生した場合（茨木市）

○第一次避難・第二次避難については、「震度5弱以上」の地震発生時と同様の対応とする。

○学校施設の被害状況及び通学路の状況により、臨時休業の措置をとるか判断をする。

臨時休業の連絡がない限り登校する。

◆警報発令時

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合は、下記の措置をとる。また、校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令されているときも、下記の措置をとること。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されているときは、原則として休業の措置を取らないが、校区の状況から休業の措置が適当と判断したときは、教育委員会と協議する。いずれの場合も教育委員会から特別の指示があった場合は、この限りではない。

＜登校前＞

1. 午前7時の時点で発表・発令されている場合	臨時休校
2. 午前9時までに解除された場合	解除の時点で集団登校（給食あり）
3. 午前9時までに解除されていない場合	引き続き臨時休校

＜登校後＞

1. 始業前	①通学路の安全や風雨の強さなどの状況判断をする。 ②保護者へ帰宅の連絡をする。 ③教職員引率のもと帰宅させる。	○状況判断の結果、帰宅（下校）措置または学校で保護措置をとる場合もある。 ○緊急メールを発信する。
2. 始業後	①教育委員会の指示により授業を中止する。 ②通学路の安全や風雨の強さなどの状況判断をする。 ③保護者へ帰宅の連絡をする。 ④教職員引率のもと、集団下校させる。	

学校が臨時休業になった日及び「暴風警報」・「特別警報」発令中は、学校施設は使用できません。